

豊川市監査公表第26号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年10月28日

豊川市監査委員	武田久計
同	鈴木篤男
同	神谷謙太郎

## 別紙

# 財政援助団体等監査の結果に関する報告

### 1 監査の対象団体及び所管部署

#### (1) 対象団体

社会福祉法人豊川市保育協会

#### (2) 所管部署

子ども健康部保育課

### 2 監査の範囲

#### (1) 対象団体

令和3年度社会福祉法人豊川市保育協会会計

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

#### (2) 所管部署

令和3年度一般会計

(上記団体関係分)

### 3 監査の実施期間

令和4年7月29日～令和4年9月26日

### 4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

#### (1) 対象団体

ア 財政援助の目的、内容について

イ 交付の金額、時期、方法、手続等について

ウ 対象事業等の執行について

エ 会計経理、財産管理について

(2) 所管部署

- ア 財政援助の目的、内容について
- イ 交付の金額、時期、方法、手続等について
- ウ 対象事業等の執行について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

**【社会福祉法人豊川市保育協会】**

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

**【子ども健康部保育課】**

(1) 総括

監査の項目については、概ね適正に執行されていると認められた。